



島根県報

令和2年4月3日(金)

号外第48号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

行政書士の業務の停止

(総 務 課) 2

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次のとおり処分をしたので、同法第14条の5の規定により公告する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 処分をした年月日

令和2年3月31日

2 処分を受けた者の氏名、事務所の所在地及び登録番号

(1) 氏名

尾野 弘

(2) 事務所の所在地

江津市都野津町2326-9-102

(3) 登録番号

第16320985号

3 処分の内容

2月間の業務の停止（令和2年4月7日から同年6月6日まで）